

パブリック・コメント手続（意見募集）

（仮称）横須賀市放課後児童クラブ 設置条例骨子案について

意見募集期間	平成30年（2018年） 10月5日（金）～10月31日（水）
お問い合わせ先	こども育成部教育・保育支援課 電話046-822-8061（直通）

平成30年（2018年）10月

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

放課後児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な生活の場を与えて、その健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援するものであります。

現在、46の小学校区のうち、民設民営の放課後児童クラブが43の小学校区で個々の特色を生かしながら、展開を図っていますが、残りの3小学校区（逸見、沢山、走水）については、放課後児童クラブの設置に至っていない状況が続いています。

このような状況の中、当該3小学校区の小学校について、ニーズ調査を踏まえ、公設の放課後児童クラブの設置を検討していくこととし、このたび、うち1校について、公設の放課後児童クラブを設置することとしました。

これを受け、設置に必要な事項を定めるため、（仮称）横須賀市放課後児童クラブ設置条例を制定することとしました。

このパブリック・コメント手続は、新たに制定する当該条例の骨子案について、ご意見を伺うものです。

【目次】

- ◆（仮称）横須賀市放課後児童クラブ設置条例の骨子の内容について
..... 3頁
- ◆意見の提出方法..... 5頁

◆ (仮称) 横須賀市放課後児童クラブ設置条例の骨子の内容について

1 制定する条例

(仮称) 横須賀市放課後児童クラブ設置条例

2 条例の概要

本条例は、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、横須賀市立逸見小学校に公設の放課後児童クラブを設置するために制定するもので、条例の概要は以下のとおりです。

(1) 名称及び位置

設置しようとする放課後児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとします。

名称：逸見小学校放課後児童クラブ

位置：横須賀市西逸見町1丁目14番地

【説明】

設置しようとする放課後児童クラブの名称及び位置について定めるものです。

ニーズ調査の結果を踏まえ、放課後児童クラブを設置する教室のある逸見小学校に設置することとします。

(2) 対象児童

放課後児童クラブを利用することができる児童は、次に掲げるすべての要件を満たす者としてします。

①保護者が就労、疾病その他の理由により、昼間家庭にいないこと。

②小学校に就学しており、市内に住所を有していること。

【説明】

放課後児童クラブを利用することができる児童の要件について定めるものです。

放課後児童クラブは、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設であるため、記載のとおり要件とします。

(3) 休所日

放課後児童クラブの休所日は、次に掲げるとおりとします。
ただし、特に必要があると認めるときは、休所日を臨時に変更し、又は臨時に休所することができるものとします。

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③12月29日から翌年の1月3日までの日

【説明】

放課後児童クラブの休所日について定めるものです。
公設であるため、記載のとおりとします。

(4) 開所時間

放課後児童クラブの開所時間は、放課後児童クラブを設置する小学校の授業終了後から午後7時までとします。

ただし、小学校の休業日（土曜日、長期休業期間等）は、午前8時から午後7時までとします。

なお、特に必要があると認めるときは、開所時間を臨時に変更することができるものとします。

【説明】

放課後児童クラブの開所時間について定めるものです。

ニーズ調査及び他の放課後児童クラブ（民設民営）の状況を踏まえ、記載のとおりとします。

(5) 利用及び利用の終了

放課後児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、市長の承認を受けなければならないものとします。

ただし、利用しようとする児童が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該承認をしないことができるものとします。

- ①集団における健全な育成が困難であると認めたとき。
- ②その他利用を不適當であると認めたとき。

また、クラブの利用を終了しようとする児童の保護者は、その旨を市長に届け出なければならないものとします。

【説明】

放課後児童クラブの利用及び利用の終了について定めるものです。

公設であるため、利用しようとする場合は市長の承認を受けなければならないこと、利用を終了しようとする場合は市長に届け出なければならないことを規定します。

3 施行日

平成31年4月1日（予定）

● 意見の提出方法

1 提出期間 平成30年10月5日（金）から10月31日（水）まで

2 あて先 こども育成部教育・保育支援課

3 提出方法

○書式は特に定めていませんが、日本語で記述してください。

○住所及び氏名を明記してください。

なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (本件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・ こども育成部教育・保育支援課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
- ・ 市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・ 各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所こども育成部教育・保育支援課

(3) ファクシミリ

FAX番号 046-825-9123

(4) 電子メール

E-mail eccs-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等に直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。